

委託契約書

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、令和6年度首都圏ホテルコンシェルジュを活用したインバウンド誘客実施業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、本業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

- （1）委託業務名 令和6年度首都圏ホテルコンシェルジュを活用したインバウンド誘客実施業務
- （2）委託業務の内容 別添「仕様書」のとおり
- （3）委託期間 契約締結の日から令和7年3月14日まで

（委託業務の実施）

第2条 乙は、本業務を実施するに当たっては、別添「令和6年度首都圏ホテルコンシェルジュを活用したインバウンド誘客実施業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合は、変更後の仕様書に従うものとする。

2 前項のほか、乙は、本業務の実施について、甲の指示に従わなければならない。

（委託料）

第3条 甲は、本業務に要する費用（以下「委託料」という。）として、金 円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）を超えない範囲で乙に支払うものとする。

（委託料の支払）

第4条 甲は、前条に規定する委託料を、本業務が終了し、第8条の規定による適合の通知をした後、乙からの請求書を受理した日から起算して30日以内に支払うものとする。

- 2 甲の責に帰する事由により、前項の期限内に支払いがなかった場合は、乙は、その請求金額につき、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを甲に請求することができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、甲は、乙の請求により、業務実施のため必要があると認められる金額については、委託料の70パーセント以内の額を概算払することができる。
- 4 乙は、前項の概算払を請求するときは、概算払請求書を甲に提出するものとする。

（再委託の制限）

第5条 乙は、この本業務の達成のため、本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

（業務完了）

第6条 乙は、本業務が終了したとき（業務を中止又は廃止したときを含む。）は、本業務終了の日から30日以内又は令和7年3月14日までに、委託業務完了報告書及び成果品を甲に提出しなければならない。この場合において、第4条第3項の規定による概算払を受けたときは、併せて概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成5年茨城県告示第404号）様式第102号）を添付するものとする。

（契約保証金）

第7条 甲は、乙の納付すべき契約保証金を免除する。

(検査及び委託料の額の確定)

第8条 甲は、第6条の規定により、業務完了報告を受けたときは、遅滞なく本業務がこの契約の内容に適合するものであるかどうか検査し、適合すると認めるときは、その旨を乙に通知するものとする。

2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、実績報告書について補正を求められたときは、遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届けを提出して、再検査を受けなければならない。この場合において再検査の期間については、前項の規定を準用する。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、甲の検査に合格した成果品であっても、当該成果品について、本契約の内容に適合しないものである場合には、検査後1年間は、これを完全なものと引き替え、又は補償をしなければならない。

(委託業務の中止等)

第10条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条第1項及び第2項、第6条並びに第8条の規定に準じて精算するものとする。

(委託業務の変更)

第11条 乙は、前条第1項に規定する場合を除き、仕様書に記載された本業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。ただし、この規定に関わらず、甲が業務の実施について改善をする必要を認めたときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

(契約の解除等)

第12条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときには、何らの催告を要しないで契約を解除することができる。

(1) 乙が、この契約又はこの契約に基づく甲の指示に違反しているため、契約の目的を達成することができないと甲が認めたとき。

(2) 乙が、この契約を誠実に履行しないとき又は履行する見込みがないと甲が認めたとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は委託料の10分の1に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。

3 第1項の規定により、この契約が解除される場合において、甲が乙に既に支払った委託料があるときは、その金額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

(損害賠償)

第13条 乙は、本業務を遂行するに当たり、故意又は重大な過失によって甲又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責めを負うものとする。

(権利、義務の譲渡禁止)

第14条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合又は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の2に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあつては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合の甲の対価の支払による弁済の効力は、甲が茨城県財務会計オンラインシステム事務処理要項第54条の規定により支出票の決裁コードを入力した時点で生ずるものとする。

(著作権)

第 15 条 この本業務の成果物は、甲に帰属又は乙から甲に移転する。なお、移転の対価は、委託料に含まれるものとする。

(著作物利用の許諾)

第 16 条 乙は、この本業務の成果物である完成品制作の過程で撮影した映像の全部または一部を利用（第三者への許諾を含む）することを独占的に無償で許諾する。著作権を第三者に移転させた場合には、承継人についても同様の利用を許諾することを保証するものとする。

(著作物の複製及び頒布)

第 17 条 乙は、前条の著作物の利用のため、甲が本件著作物を複製及び頒布することを許諾する。

(著作者人格権の不行使)

第 18 条 乙は、甲及び甲が認めた者の本件著作物（完成品及び完成品制作の過程で撮影した映像、ウェブサイト等）の利用に対し著作者人格権を行使しないものとする。

(保証等)

第 19 条 乙は、甲に対し、本著作物が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

- 2 本業務を実施する上で発生する権利関係の処理及びこれに関する一切の費用は、乙が負担するものとする。
- 3 本著作物の権利関係の処理を巡って事後的に第三者との間で紛争が生じた場合は、乙が対応するものとする。

(秘密の保持)

第 20 条 乙は、本業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。ただし、甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

- 2 乙は、本業務の成果（本業務の遂行の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は渡してはならない。ただし、甲の書面による承認を得たときは、この限りではない。

(個人情報の保護)

第 21 条 乙は、本業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 17 年茨城県条例第 1 号）第 7 条第 2 項及び第 8 条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特記事項を遵守しなければならない。

(委託業務の報告等)

第 22 条 甲は、必要があると認めるときは、乙から本業務の実施状況、委託費の使途その他必要事項について、報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(契約の費用)

第 23 条 この契約締結に要する費用は、乙の負担とする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 24 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不法介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(管轄裁判所)

第 25 条 この契約に関し甲又は乙が訴訟等を提起するときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義の決定)

第 26 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6
茨城県知事 大井川 和彦

乙

別記（第21条関係）

特記事項

1 受託者の責務

本業務の履行に当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うよう努めなければならない。

2 個人情報の収集の制限

本業務を履行するため個人情報を収集するときは、本業務の目的を達成するために必要な範囲内で行なわなければならない。

3 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、本業務が完結し、甲から指示を受けたときは、速やかに廃棄しなければならない。また、廃棄した旨を甲に対し書面をもって報告すること。

4 個人情報の目的外利用及び外部提出の禁止

本業務を履行するに当たり知り得た情報は、本業務を履行するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供してはならない。

5 複写又は複製の禁止

本業務を履行するに当たり、個人情報が記載された帳票等がある場合には、複写又は複製してはならない。

6 個人情報についての事故報告

個人情報についての外部への漏洩その他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、甲の指示を受けなければならない。

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(受託者)
住 所
代表者氏名

概算払請求書

令和6年度首都圏ホテルコンシェルジュを活用したインバウンド誘客実施業務の委託料に係る概算払について、下記のとおり請求します。

記

1 金 _____ 円

(請求額算定表)

区 分	金 額
契 約 額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

2 請求額の受領方法 口座振替払

振込先金融機関(支店)		(支店)
振 替 口 座	預金種別	普通・当座・その他
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義	

(振込先金融機関は郵便局以外の金融機関を指定願います。)

3 概算払を必要とする理由

茨城県知事 殿

（受託者）
住 所
代表者氏名

委託業務完了報告書

下記の業務は、令和 年 月 日完了しましたので、契約書第6条の規定により報告します。

記

- 委託業務の名称
令和6年度首都圏ホテルコンシェルジュを活用したインバウンド誘客実施業務
- 委託期間
令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- 委託料
- 事業成果品
別添のとおり